

Legal Networks



健康保険料率・介護保険料率が変更になります！ (全国健康保険協会)

寒さも和らぎ、春の訪れを感じる今日この頃。すでに花粉症に悩まされている人も多いようです。さて、毎年この時季になると、社会保険の保険料率が見直されているのはご存知でしょうか？
今回のニュースレターでは、平成31年4月納付分から改訂される、「健康保険料率」「介護保険料率」「任意継続被保険者 標準報酬月額の上限」の変更についてお知らせします。

～健康保険料率～

全国健康保険協会 埼玉支部 9.85% 2月(3月納付分)まで	➔	全国健康保険協会 埼玉支部 9.79% 3月(4月納付分)から
全国健康保険協会 神奈川支部 9.93% 2月(3月納付分)まで	➔	全国健康保険協会 神奈川支部 9.91% 3月(4月納付分)から

※東京支部については、据え置き。

～介護保険料率～

全国一律 1.57% 2月(3月納付分)まで	➔	全国一律 1.73% 3月(4月納付分)から
-------------------------------------	---	-------------------------------------

～任意継続被保険者 標準報酬月額の上限～

全国一律 280,000円 2月(3月納付分)まで	➔	全国一律 300,000円 3月(4月納付分)から
--	---	--

※協会けんぽの任意継続被保険者の標準報酬月額は、
① 資格を喪失した時の標準報酬月額
② 前年(1月から3月までの標準報酬月額については、前々年)の9月30日時点における全ての協会けんぽの被保険者の標準報酬月額の平均額を標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬月額

協会けんぽ(全国健康保険協会)では、平成31年度の都道府県ごとの医療分の保険料率および全国一律の介護保険料率が決定しました。

- ・2019(平成31)年度においては、都道府県単位保険料率の**最高は、佐賀県の10.75%、最低は新潟県の9.63%、全国平均は10.0%**となります(東京は据え置き)。
 - ・介護保険料率(40歳以上65歳未満の介護保険第2号被保険者が負担)は、**全国一律で1.73%**(現行は1.57%)となります。
 - ・適用の時期は、いずれも、3月分(4月納付分)からとなりますのでご担当者様は注意が必要です。
- 上記の都道府県支部以外について詳しくは、<平成31年度の保険料率の決定について>をご覧ください。

<平成31年度の保険料率の決定について>
<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/home/g3/cat330/sb3130/h31/310213>

※厚生年金保険の標準報酬月額の高等級や標準賞与額の上限額に変更はありません。厚生年金保険料率の変更は毎年9月からとなっています。
※組合管掌の健康保険料率につきましては、各組合にお問い合わせください。

今年は10連休！GWの対応はお考えですか？ ～政府の取り組みまとめ～

今年はなんと10連休！今回の皇位継承にともなう大型連休、対応策に頭を悩ませている企業も多いのではないのでしょうか。国民生活に支障が生じないよう、政府からも対処方針(即位日等休日法の施行に伴う大型連休への対応について)が発表されるなど、異例の事態となっています。10連休中にトラブルが起きないように、各企業の皆さまにおかれましても、事前に対応策を準備しておくようにしましょう。

以下、政府から発表された、現時点の対応状況を取りまとめたものです。雇用の分野における対応としては、次のような内容が示されています。
※現時点での取り決まりとなり、今後も引き続き、フォローアップを行うこととしています。



(1) 長時間労働の抑制等

- ・関係団体等に対し業務状況に応じ雇用主の労働者への適切な配慮を期待する旨周知。
- ・厚生省HP(労基法Q&A)に10連休に関するものを掲載。

(2) 時給・日給労働者の収入減少への対応

- ・労働者に早めの準備を促すとともに、関係団体等に対し業務状況に応じ雇用主の労働者への適切な配慮を期待する旨周知。

詳しくは、以下ご覧ください。

<即位日等休日法の施行に伴う大型連休への対応について>
<https://www8.cao.go.jp/chosei/shukujitsu/about/gaiyou/20190225kaigishiryu.pdf>

◆3月の労務スケジュール◆

労務 3/1～3/31
2月分の社会保険料の納付

税務 3/1～3/10
2月分の源泉徴収所得税額・特別徴収住民税額の納付



社会保険労務士事務所リーガルネットワークス

〒160-0022
東京都新宿区新宿1-34-13 第1貝塚ビル302

<http://www.kintaikanrikenkyujo.jp>
TEL:03-6709-8919

2019.3月号